

Info  
10

## 子育て世帯の皆さんへ 各種手続き・制度のお知らせ

問い合わせ 子育て応援課家庭支援係(プラザけやき内 ☎35-0914)



### ひとり親家庭等医療費助成金

CHECK!

ひとり親家庭などの父、または母もしくは両親がいない児童の養育者と、児童を受給者とし、入院・通院にかかる保険診療適用分を助成します。  
※受給者証は更新が必要ですので注意してください。

詳細は市ホームページ(右記)をご覧ください▶



#### 対象者

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭などで、所得税非課税の世帯

※同居する直系血族(扶養義務者)も含まれます。

※所得税課税であっても、扶養親族の状況により、対象となる場合があります。

#### 受給者証有効期限

**6月30日(火)**

※受給者証をお持ちの人には更新通知を送付しますので、手続きをお願いします。

#### 持ち物

医療保険の加入状況が確認できるもの  
例:健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書などのコピー

※保護者と子どもの両方が必要です。



#### 注意事項

- 申請者の状況により、上記以外の持ち物の提出をお願いする場合があります。
- 現在非該当で再審査を希望する人は、再度申請が必要です。子育て応援課までお越しください。



### 児童手当現況届

CHECK!

児童手当の現況届は原則提出不要となっておりますが、児童と別居している人や、市が個別に状況確認が必要と判断した人は、現況届の提出が必要です。現況届の提出がない場合、令和8年8月以降の児童手当の支給を差し止めることがありますので注意ください。

詳細は市ホームページ(右記)をご覧ください▶



#### 現況届の提出が必要となる人の例

- 住民票の居住地が実態と異なる人(配偶者からの暴力や離婚協議中などで別居されている人)
- 児童の戸籍や住民票がない人
- 法人の未成年後見人・施設受給の人



#### 現況届提出期間

**6月1日(月)～6月30日(火)**

※対象者には提出依頼を送付しますので、手続きをお願いします。

#### 注意事項

- 通知に記載されている書類以外の提出をお願いする場合があります。
- 口座情報や世帯構成などに変更があった人は、早急に子育て応援課まで申し出てください。



### 児童扶養手当の手当額が変更されました

CHECK!

「児童扶養手当施行令等の一部を改正する政令」が令和8年4月1日から施行されたことに伴い、令和8年度の支給額が下表のとおり引き上げられました。現在受給中の人には、変更後の支給額を通知していますので確認ください。

詳細は市ホームページ(右記)をご覧ください▶



支給区分		令和8年3月分まで (月額)	令和8年4月分から (月額)
本体額	全部支給	4万6,690円	4万8,050円
	一部支給	1万1,010円～4万6,680円	1万1,340円～4万8,040円
第2子以降 加算	全部支給	1万1,030円	1万1,350円
	一部支給	5,520円～1万1,020円	5,680円～1万1,340円

#### 児童扶養手当とは?

父母の離婚や死別などにより、児童※を父または母もしくは親に代わって養育している人に支給する手当のこと。支給には所得制限があります。

※18歳に達する日以降の最初の3月31日まで

※令和6年11月1日から、第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になりました。